**東御市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項**

現在の農地利用最適化推進委員が令和５年３月31日を以って任期満了になることから、農業委員会等に関する法律に基づき、委員候補者を次のとおり募集します。

**１　募集人数及び担当区域**

　　　募集人数：５人

　　　担当地区：以下のとおり

|  |  |
| --- | --- |
| 区域 | 募集人数 |
| 田中地区 | １人 |
| 滋野地区 | １人 |
| 祢津地区 | １人 |
| 和地区 | １人 |
| 北御牧地区 | １人 |

**２　任　期**

　　　委嘱の日（令和５年４月上旬を予定）から令和８年３月31日までの３年間

**３　主な役割**

　　(1) 農地の権利移動等の申請地の現地確認や毎月開催される農業委員会の総会に出席

　　(2) 農業委員と連携し、遊休農地の発生の防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進、新規就農の支援を推進するための活動等

　　(3) 農地中間管理機構との連携や人・農地プラン等地域の話し合いにコーディネーターとして参加

　　(4) 各種研修会などへの参加

**４　委員報酬**

　　　条例に基づき支給します。

**５　身　分**

　　　東御市の非常勤特別職の公務員となります。

　　　それにより、職務上知り得た情報は、秘密保持義務により在職中のみならず、退任後も漏らすことができません。

**６　推薦を受ける方及び応募する方の資格**

　　　自らも地域において積極的に農業に取り組んでおり、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は、委員となることができません。

　　(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

　　(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者

　　(3) 法令の規定により、農地利用最適化推進委員の兼職を禁止されている職にある者

**７　推薦及び応募に係る手続等**

　農業委員会備え付けの申請用紙又は、ホームページよりダウンロードしていただいた推薦書又は応募申込書に必要事項を記入・押印のうえ、締切日までに市役所別館２階農業委員会事務局に提出してください。なお、郵送による提出は、締切日必着でないと受け付けできません。また、提出された推薦書や応募申込書は返却しませんので、ご了承ください。（メールやＦＡＸによる提出は受け付けできません。）

**８　推薦・応募の受付期間**

　　　令和４年９月１日（木）から令和４年９月30日（金）

**９　推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先**

　　　〒389-0592

　　　　東御市県281番地２

　　　　東御市農業委員会事務局（市役所別館２階）

　　　　電話　６４－０５３５

**10　その他**

　　(1) 委員の選出については、年齢や性別等に著しい偏りが生じないよう配慮が求められております。女性や青年の積極的な推薦・応募をお待ちしています。

　　(2) 農業委員会等に関する法律第９条第２項の規定に基づき、受付期間中の中間及び期間終了後に、推薦や応募された人などの氏名、年齢、性別等を公表いたしますので、あらかじめご承知おきください。

　　(3) 推薦と応募による候補者の総数が募集人数を超えた場合は、候補者を選定します。